

所信表明

令和 2 年 1 2 月

都留市

本日、令和２年１２月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席誠にご苦労様でございます。また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年１２月に中国で初めて確認された「新型コロナウイルス感染症」は、１１月から急激に感染が拡大し、第３波が到来していると言われております。県内の感染者も、既に３００名を超えてもなお増え続けており、収束する気配がみられない状況にあります。

このような状況下においても、医療・介護の最前線で高い使命感をもって、献身的に従事していただいております医療従事者、介護従事者の皆様に、改めて敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。市民の皆様には、これまでの日常を取り戻すべく努力していただいておりますが、今後インフルエンザの感染が拡大する時期とも重なるため、十分に注意していただき、感染防止のための行動を続けていただくようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出をいたしました案件についてその概要を申し上げるとともに、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜わり

たいと存じます。

はじめに、「ごみ処理の広域化」についてであります。かねてより新聞報道にもありましたが、「山梨県ごみ処理広域化計画」により、Bブロックとなります富士北麓・東部地域12市町村のごみ処理広域化に向けた取り組みにつきましては、ごみ処理施設の建設候補地として、本市が提案した「中津森・金井地区」のほかに、西桂町の「小沼米倉地区」の提案があり、県が事務局となり建設地決定に関する協議が9月から開始されました。その後、協議を重ねる中で、10月29日に開催された12市町村長による「ごみ処理広域化市町村長会議」において、主に立地や交通アクセスとそれに伴うコスト面での評価に優劣がつき、12市町村の総意をもって、建設地を「西桂町小沼米倉地区」に決定いたしました。誘致に向けて取り組んでいただいた中津森・金井地区の皆様のご労苦、ご協力に報いることができなかったことは、誠に残念ではありますが、複数の候補地を比較検討した上で建設地を決定できたことは、今後の施設整備に際しても、大変有意義なものになるものと認識しており、改めて感謝申し上げる次第であります。

一方、本市といたしましては、このたびの候補地の提案に

際し富士北麓地域からの広域避難路の重要性を強く訴え、また建設地の決定に際しても、東部地域からのごみの搬入について渋滞が予想される国道139号を回避するような道路整備もあわせて主張してまいりました。その結果、富士北麓地域からの広域避難路兼東部地域からのごみの搬入道路となる都留市内の中央自動車道側道の県道昇格と拡幅整備、また、その先の大月バイパスまでの道路新設について、山梨県知事から前向きに検討する旨の回答をいただいたところであります。長年の懸案となっておりました幹線道路の整備が叶うことは、これもひとえに地元の皆さまの深いご理解とご協力のもと、本市が候補地を提案できた賜物であると考えております。

今後につきましては、12市町村による「一部事務組合」を設立し、「令和14年4月までに」共同処理によるごみ処理を開始することとしておりますので、今後の取り組みに関しましても、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、「セーフコミュニティへの取り組み」についてであります。「事故やけがは偶然の結果ではなく、原因を分析することで予防することができる」という理念の下、住民の安全の向上に取り組んでいる「セーフコミュニティ」の推進に関し

ましては、平成30年4月の「取組開始宣言」から2年半が経過いたしました。この間、来年度の国際認証の取得を目指し、本市における重点課題に対応した6つの対策委員会において、地域住民と行政等が協働して、「安全・安心な“まち”の実現」に向け、それぞれの活動に取り組んでまいりました。

本年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、各対策委員会の活動が制限される中ではありましたが、対策委員会ごとに工夫を凝らし、SNS、ソーシャル・ネットワーク・サービスやリモート等を活用した会議、映像を活用した啓発などの活動を実践してまいりました。

こうした中、本年7月に予定しておりました「事前審査」につきましても、渡航規制等により海外審査員を招聘することはできませんでしたが、オンラインを活用することにより11月25日、26日の両日に6つの対策委員会や外傷サーベイ・ランス委員会の活動状況等の報告を行い、審査員からは、「市民の方々が主役の活動であり、先駆的な取り組みも見られるなど、着実に進めている」と高い評価をいただいたところであります。

今後につきましても、「安全・安心なまちの実現」に向け、地域、行政、警察、学校、家庭など、安全・安心に関わるさ

さまざまな皆様により一層のご協力をいただく中で、令和3年5月の現地審査に臨み、国際認証の取得に向けて取り組んでまいります。

次に、「公立大学法人都留文科大学第3期中期目標」についてであります。地方独立行政法人法の規定により、設立団体の長は、6年ごとの中期目標期間において、公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めることとなっており、公立大学法人都留文科大学の第2期中期目標期間が、令和3年3月31日に終了することから、法人及び都留市公立大学法人評価委員会の意見を聴く中で、令和3年4月1日からの第3期中期目標の策定を進めてきたところであります。第2期中期目標期間におきましては、国際交流会館や5号館講義棟の建設、文系学部としては日本初となる国際バカロレアの教員養成の認可、また、教養学部、文学部との2学部制となる学部、学科の改編など、大学淘汰の時代の生き残りをかけた、様々な改革に取り組んできたところであります。

第3期中期目標は、「生涯活躍のまち・つる」事業やセーフコミュニティ事業を始めとした、本市の重点施策との連携を中心に地域貢献、地域社会との連携に主眼を置いた改訂を行ったものであり、都留文科大学が今以上に人々から信頼され、

地域の発展に貢献できる存在となるよう、本市としても、連携・協力してまいりたいと考えております。

次に「生涯活躍のまち・つる」に関連する各種事業についてであります。まず、新しい仕事の在り方に応えていくことを「まち」の大きなチャンスと捉え、戸沢地内の市有山林において、民間事業者が本市と連携のもと、屋外活動と仕事を両立させるサテライトオフィスを整備・運営していく「ワーケーション等関係人口対策推進事業」についてであります。

10月7日には、この事業の可能性を探究するリモートイベントを実施したところ、参加した首都圏の企業人を始めとした方々からは大変な興味を示していただき、都心に近く自然豊かな本市の地の利を生かした新しい地方創生拠点として、非常に高い可能性を感じた次第であります。同16日には、産業支援機構、旅行業、人材派遣業、税理士などの外部人材を迎えた中で、事業者選定のための審査会を行い、事業候補者を決定したところであります。

近い将来、この場所が本市の新たな仕事づくりや関係人口づくり、そして移住・定住施策にも大きく貢献できる拠点となるよう、官民連携で取り組んでまいります。

次に、「仕事づくりに関するイベント」についてであります。

本市が地域再生法に基づき地域再生推進法人として指定する、「一般社団法人まちの toolbox」において、本市の地域課題解決をテーマとする、「生涯活躍のまち・つるビジネスプランコンテスト」が現在、開催されております。

本イベントは、内閣府と本市の後援のもと実施しているものであり、マサチューセッツ工科大学出身者による、MITベンチャーフォーラムのメンバーらをメンターとして迎え、審査員には、社会福祉法人佛子園の理事長雄谷良成氏を始めとした方々にご協力いただくなど、まさに「仕事づくり」と「コミュニティづくり」の各分野において最前線で活躍されている方々で構成される、非常に質の高いビジネスプランコンテストとなっております。アイデア募集の段階では、全国より30を超えるビジネスプランが応募され、現在は第一次審査を通過した5件のプランの最終審査を12月12日に実施していくと聞いております。今後、このようなイベントを通じ、今まで本市に関わったことのない人材が本市を訪れ、地域を学び、課題を知ることにより、本市でのビジネス展開を行う事業者として、継続的な関わりを持ち、地域活性化に寄与していただけるものと期待しているところであります。

次に「林業・地場産業振興」についてであります。現在、

本市の森林環境譲与税を活用した事業として、林業の担い手育成事業や地元間伐材を活用した事業などを実施しており、本年度新たな事業として、南都留森林組合や市内織物業等とタイアップした「業務用名札ケース製品開発事業」に着手したところであります。本事業は、地元間伐材を活用した「業務用名札ケース」に、地元で搬出された竹や剪定枝を使った塗炭を塗布し、本市の伝統的地場産品であります甲斐絹のネクタイ生地で作成したストラップを合わせるという、「木材利用の促進」、「森林の有する公益的機能に関する普及啓発」に加え、「地場産業の振興・活用」を図るというものであり、他にはない、都留市から生まれた新たな製品として発信してまいりたいと考えております。

今後は、本市ならではのオンリーワン製品の販路を、市内外へと拡大させ、将来的には、桂川・相模川上下流域間連携による都留市産木材の普及及び利用促進へと結び付け、林業と地場産業を掛け合わせた新たな産業を生み出してまいりたいと考えております。

次に、「観光振興」についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業は全国的に大きな打撃を受け、本市においてもいまだ厳しい状況が続いております。そ

のような中、新しい観光の可能性を探るため、12月18日から25日までの8日間、「名勝田原の滝」をライトアップするイベントとして、「ナイトタイムエコノミーin都留」を開催いたします。

本市の観光における隙間である夜の魅力を磨き上げることで、本市に滞在する人々を、宿泊施設と飲食店等とを結び付け好循環を生み出し、アフターコロナを見据えた観光産業の発展を図ってまいりたいと考えております。

一方、「田原の滝」の眺望場所ともなっております「佐伯橋」が、その高度な技術と設置、補修時における工夫と管理状況等から、公益社団法人土木学会において、「令和2年度土木学会選奨土木遺産」として選定され、11月18日に認定書の授与式が行われました。これを契機に、「田原の滝」と併せ、富士山噴火により流れ出た溶岩によって形成された柱状節理を見ることができる景勝地として、今後も発信をしていきたいと考えております。

また、市民の皆様が元気な日々を過ごす一助となることを願い、信玄公の狼煙を起源とする山梨の花火を、信玄公にゆかりのある街を打ち上げ花火で繋ぐという「信玄公生誕500年記念花火リレー事業」に参加いたします。本事業は、令

和3年1月に実施する予定であり、様々なイベントが中止や縮小を余儀なくされ行動が制限されるなど、感染への不安を拭えない日々が続いておりますが、市民の皆様には花火を楽しんでいただくことで新たな活力と希望に繋がればと考えております。

次に、「ミュージアム都留」についてであります。今月7日から、特別展「崇高なる造形日本刀名刀と名作から識る武士の美学」を開催しております。近年の全国的な刀剣ブームの中、平成30年度に実施した「刀剣展」をスケールアップし、「名物武蔵正宗」や「村正」など平安時代から幕末までの日本を代表する刀剣を展示しております。あわせて、刀の鐔などの刀装具も多数展示して、国内最高峰ともいえる特別展となっております。また、国の重要文化財や重要美術品などの貴重な刀剣や鐔が一堂に展示されることは、全国でも史上初の試みとなりますので、この機会に多くの市民の皆様にご来場いただき、美術品とともに楽しい時間をお過ごしいただければ幸いです。

次に、秋のスポーツイベントとして開催いたしました「オクトーバーラン&ウォーク」についてであります。市民運動会をはじめ、さまざまなイベントが中止となる中で、それら

に代わるイベントとして、専門アプリを活用することにより、コロナ禍においても人を集めることなく、各自がスマートフォン等により、気軽に参加することのできる新しい形のスポーツイベントとして開催いたしました。このうち、「ウォーキングの部」においては、市民の皆様から505名の参加者があり、全国市区町村別の参加者数で、本市が全国最多となりました。改めて、市民の皆さまのスポーツ・健康に対する意識の高さを認識いたしました。今後とも、新しい形のスポーツの形態として、市民の健康増進やスポーツ推進につながる取り組みを継続してまいりたいと考えております。

次に、「高齢者支援」についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により外出の自粛が長期化し、高齢者の皆様の心身の機能低下が危惧される中、少しでも健康的な在宅生活を送れるよう生活状況調査の結果に基づいた具体的な対策や普段から心がけていただきたいことを掲載した冊子『もっと。ずっと。元気』を作成いたしました。冊子には、高齢者だけでなく、地域で暮らす全ての方の健康づくりに役立つ情報や市内で活動している23か所の「いーばしょ」の取り組みの紹介も含まれており、12月広報誌と共に全戸に配布いたします。高齢者をはじめ、市民の皆様におかれましては、

この冊子を活用され「新しい生活様式」を踏まえた暮らし方に取り組んでいただきたいと考えております。未だ収束が見通せない新型コロナウイルス感染症ですが、市民の皆様の生活環境を大きく変えることとなり、さまざまな場面に影響を及ぼしております。今後、コロナと共存して行くためにも引き続き感染防止対策を取っていただきますようお願いいたします。本市といたしましても、これまでに増して、市民の皆様の安全・安心を守ることを最優先に、国や県など関係機関との連携・協力体制を継続し感染に注意しながらも、社会・経済活動の状況に合わせながら、市民生活を支えられるよう取り組んでまいります。

それでは、本定例会に付議いたします案件について申し上げます。

本議会への提出案件は、条例案4件、予算案4件、人事案件2件、その他の案件6件であります。

はじめに、条例案についてご説明申し上げます。

まず、「都留市職員給与条例等中改正の件」につきましては、山梨県人事委員会の給与改定に関する勧告等にかんがみ、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市長等の給与条例中改正の件」につきましては、

一般職の常勤職員の給与改定等にかんがみ、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市景観条例制定の件」につきましては、本市の望ましい景観の姿と守るべきルールを示した「都留市景観計画」を運用するため、本条例を制定するものであります。

次に、「都留市職員定数条例中改正の件」につきましては、都留市消防署道志出張所における勤務体制の充実強化を図るため、所要の改正をするものであります。

続きまして、その他の案件についてご説明申し上げます。

「契約締結の件・法能宮原線（新住吉橋）上部工補修工事」につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に、「指定管理者の指定の件・戸沢の森和みの里」、「指定管理者の指定の件・宝の山ふれあいの里宝緑地広場」及び「指定管理者の指定の件・道の駅つる」につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に、「損害賠償の額の決定及び和解の件」につきましては、交通事故による損害賠償の額を決定し、和解することについて

て、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に、「公立大学法人都留文科大学の第3期中期目標を定める件」につきましては、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、議会の議決を経るものであります。

続きまして、令和2年度一般会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、病院事業会計補正予算案についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、9月補正以降に生じた緊急性、必要性のある事業を計上し、編成いたしました。

一般会計につきましては、歳入歳出予算とも1億3千195万2千円を追加し、予算総額を190億9千494万6千円とするものであります。

主な歳出の内容について、ご説明申し上げます。

3款 民生費につきましては、更生保護法人山梨以徳会が使用している更生保護施設の全面改築に伴い、建築費用の一部を負担する市負担金の追加などとして、6千352万7千円を追加するものであります。

4款 衛生費につきましては、病院事業会計への負担金の増額などとして、442万1千円を追加するものであります。

5款 農林水産業費につきましては、果樹等を中心とした高収益作物の栽培を新たに始める農家を支援する高収益作物導入事業費補助金、農泊実施地区が行う宿泊・体験コンテンツの開発等に対し支援する農泊地域 魅力磨き上げ事業費補助金、農業・農村の活性化を図るため、本市西部地区において農業生産基盤と生活環境を総合的に整備する、中山間地域総合整備事業において、国費の追加割り当てによる県営事業費の増加に対応するための市負担金などとして605万円を追加するものであります。

6款 商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症収束後に向けて、誘客促進や周遊観光へと繋げる目的で実施される信玄公生誕500年記念事業の負担金などとして625万円を追加するものであります。

7款 土木費につきましては、長寿命化計画に基づき実施しております都留市総合運動公園楽山球場改修工事に要する費用として400万円を追加するものであります。

9款 教育費につきましては、GIGAスクール構想の実施に必要な学習環境の構築を推進するため、パソコンの周辺機器及び無線LANへの接続設定等を行う費用などとして4千770万4千円を追加するものであります。

なお、事業を来年度に繰り越すものにつきましては、繰越明許費の追加を行い、来年度以降にかけて事業を実施するものにつきましては、債務負担行為の追加を行い、地方債につきましては、起債の変更を行うものであります。

次に、特別会計についてご説明申し上げます。

介護保険事業特別会計につきましては、第8期介護保険事業計画期間の制度改正に伴う介護報酬の改定に要するシステム改修費用として、524万7千円を追加し、予算総額を29億3千117万円とするものであります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴うシステム改修費用として、128万7千円を追加し、予算総額を6億3千172万7千円とするものであります。

次に公営企業会計についてご説明申し上げます。

病院事業会計につきましては、マイナンバーカードの健康保険証利用が開始されることに伴うシステム構築に要する改修費用として、資本的支出に745万8千円を追加するなどし、予算額を5億988万5千円とするものであります。

最後に、人事案件についてご説明申し上げます。

「教育委員会委員の任命について同意を求める件」につき

ましては、教育委員会委員の任期満了に伴い、欠員が生ずるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得るものであります。

次に、「人権擁護委員の推薦について意見を求める件」につきましては、人権擁護委員の任期満了に伴い欠員が生ずるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提出議案につきまして概略申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。